

斑鳩町国土強靱化地域計画

【改訂版】

令和7年7月改訂

斑鳩町

文書の新規発行・改訂

版数	改正・施行年月	改正の内容等
第1版	令和3年3月	
第1－1版	令和7年7月	町道の拡幅整備について、3. 脆弱性評価に3. 4 具体的な施策を追記するとともに、(別紙2)にて内容を別記

【目次】

1. 計画の概要	1
1.1. 計画策定の趣旨	1
1.2. 本計画の位置づけ.....	1
1.3. 計画の期間.....	1
1.4. 計画の構成.....	2
2. 基本的な考え方	3
2.1. 斑鳩町の目指す姿.....	3
2.2. 基本目標	8
2.3. 強靱化推進にあたっての留意事項	8
3. 脆弱性評価	10
3.1. 想定するリスク	10
3.2. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定.....	16
3.3. 脆弱性評価結果	16
3.4. 具体的な施策.....	16
4. 強靱化施策の推進方針	17
4.1. リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針.....	17
5. PDCFA サイクルによる計画の推進	30
5.1. 関連する計画等の必要な見直し.....	30
5.2. 計画の進捗管理と不断の見直し.....	30

（別紙 1）脆弱性評価結果

（別紙 2）具体的な施策

1. 計画の概要

1.1. 計画策定の趣旨

東日本大震災の教訓を踏まえ、平成 25 年 12 月 11 日に国土強靱化基本法「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「法」という。）が公布・施行され、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが定められた。

このことを受け、国においては、法に基づき、平成 26 年 6 月に国土の強靱化に関係する国の計画等の指針となる「国土強靱化基本計画」（以下「国基本計画」という。）を策定し、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを進めている。

また、奈良県においては、国基本計画との調和を図りながら、平成 28 年 5 月に「奈良県国土強靱化地域計画」（以下「県地域計画」という。）を策定し、災害に強い強靱な県土づくりを目指す総合的な地域づくりを進めている。

斑鳩町においても、国基本計画及び県地域計画を踏まえ、町域内及び周辺地域において、今後、巨大地震や台風・豪雨等の大規模自然災害が発生した場合に致命的となる事態を想定し、その事態に対する地域や社会システム等の脆弱性（弱い部分）を検討した上で、最悪の事態をもたらさないための事前の備えとしての取組みの方向性や内容を取りまとめ、災害に強く安心して暮らすことができる町域づくりを目指した「斑鳩町国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

1.2. 本計画の位置づけ

本計画は、法第 13 条に基づく「国土強靱化地域計画」として、国基本計画及び県地域計画と調和を図るとともに、「第 5 次斑鳩町総合計画」、「第 2 期斑鳩町まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「斑鳩町地域防災計画」との整合を図りながら、本町の国土強靱化に関する様々な分野の計画等の指針として、策定するものである。

1.3. 計画の期間

計画期間は、「第 5 次斑鳩町総合計画・前期実施計画」に合わせて、令和 3 年度（2021 年度）から令和 7 年度（2025 年度）までの 5 年間とする。なお、計画の内容等については、必要に応じて見直しを行うものとする。

1.4. 計画の構成

第1章 計画の概要

- 1 計画の策定趣旨や位置づけ等



第2章 基本的な考え方

- 1 斑鳩町の目指す姿である「災害に強いまちづくり」を提示
- 2 「災害に強いまちづくり」を目指し、「基本目標」を設定



第3章 脆弱性評価

- 1 どのような災害に対して強靱化を図るかを「想定するリスク」として設定
- 2 20項目の「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定し、現状と比較した脆弱性の評価を実施



第4章 強靱化施策の推進方針

- 1 斑鳩町を強靱化するために必要な施策の推進方針を策定
- 2 リスクシナリオごとの推進方針を策定



第5章 P D C F Aサイクルによる計画の推進

- 1 進捗状況を管理し、「P D C F Aサイクルによる計画の推進及び見直し」を実施

2. 基本的な考え方

2.1. 斑鳩町の目指す姿

2.1.1. 地域特性

(1) 地勢

斑鳩町は、大和平野の西北端から矢田丘陵の南端にわたって位置する。古くは法隆寺を中心に古代、中世代に集落が形成され、農業地域として発展し、昭和 30 年代後半からは、高度成長期を契機として都市化が進み大阪のベッドタウンとして発展してきた。

(2) 河川・水路

河川は 7 本の 1 級河川があり、町の南端を大和川が東から西に流れ、富雄川とその支流の秋葉川、三代川とその支流のイツボ川及び服部川、竜田川が大和川に注ぐ。河川改修はコンクリートブロックによる護岸整備が進められているが、未改修部分が多く残っている。

(3) 地形・地質

斑鳩町の地形は低地、緩扇状地、台地・丘陵地に大別できる。

町域の約 2 割を占める低地は、大和川沿いの奈良盆地中央部氾濫原と生駒谷の谷底平野である。奈良盆地中央部氾濫原は、大和川の氾濫原であり、奈良盆地全体からみて当町域は、最低部に属し標高は 40m 以下である。

町域の約 4 割を占める緩扇状地は、丘陵地・低地間の富雄川緩傾斜扇状地である。残りの約 4 割を占める台地・丘陵地は、生駒谷と矢田丘陵である。

(4) 気象

気候は一般的に温和で、降水量も比較的少ないという奈良盆地の特色を示し、気温は年平均 14～15℃であり、1～2 月は寒く日最低気温が 0℃を下回る日が半数ほど見られる。降水量は年間 1,400mm 弱であり、月別では梅雨期の 6 月、台風期の 9 月に多く、7 月には低気圧を伴った豪雨も見られる。

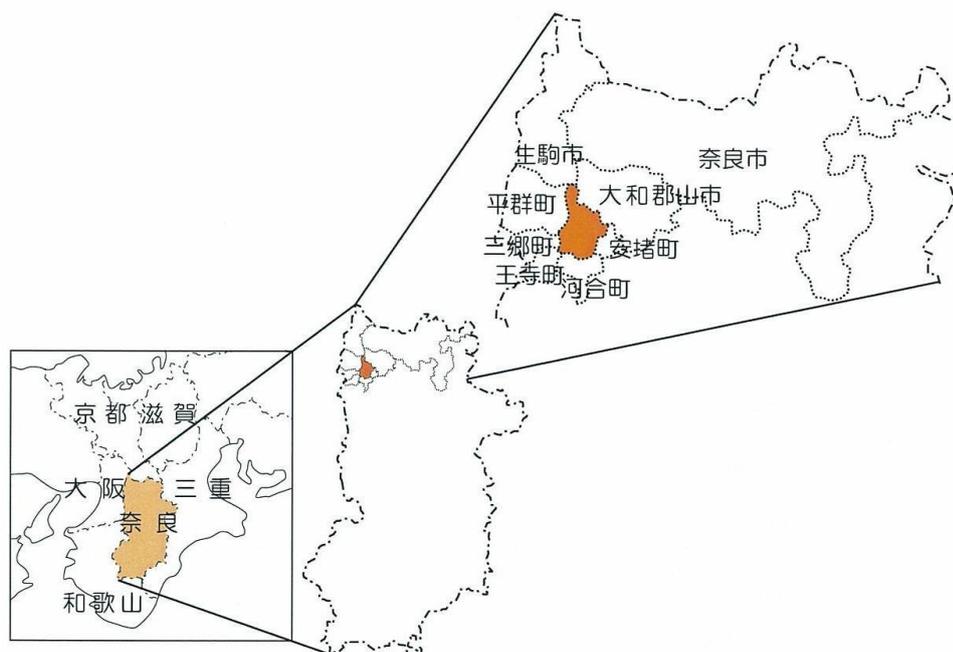


図 位置図

出典：斑鳩町地域防災計画（平成 28 年度）

(5) 人口

斑鳩町の人口は、ベビーブーム等に伴って1947（昭和22）年に人口が大きく増加し、また、高度経済成長を背景に、1980（昭和55）年にかけて大きく増加した。

2000（平成12）年に28,566人でピークを迎えた後は緩やかな減少に転じ、2015（平成27）年には27,303人となっている。

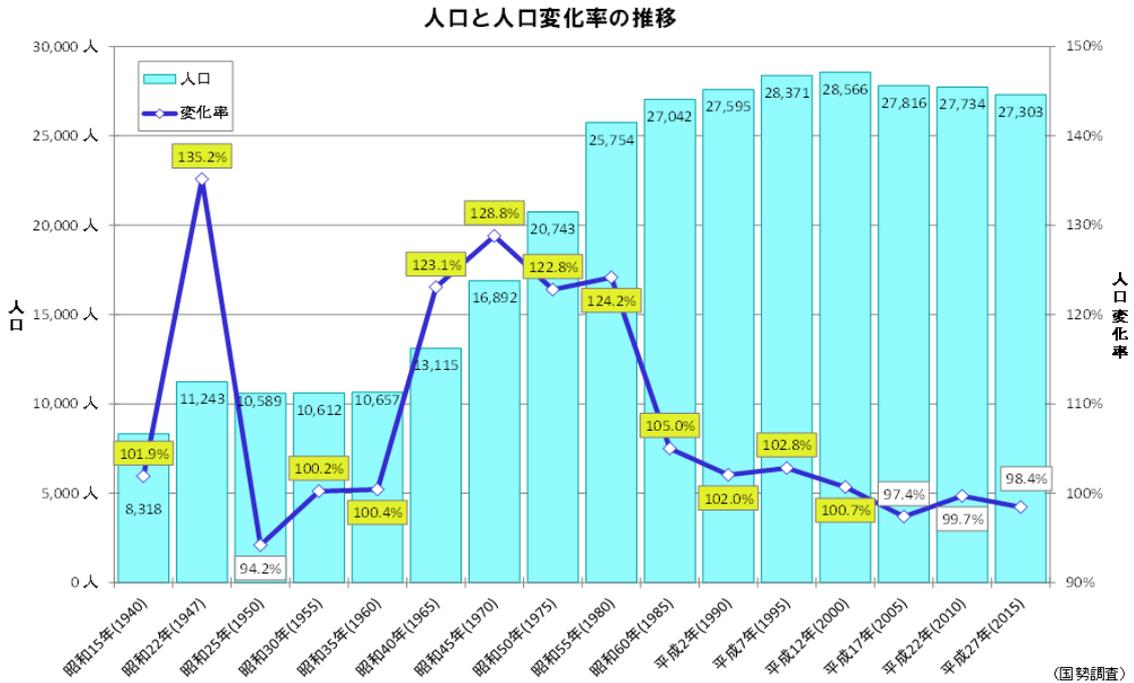


図 人口と人口変化率の推移

出典：第2期斑鳩町人口ビジョン

年齢3区分別の人口構造の推移をみると、65歳以上の高齢化率が1980（昭和55）年から2015（平成27）年には35年間で20.5ポイント増加している一方で、0～14歳の年少人口比率は12.1ポイント減少しており、少子高齢化が進行している。

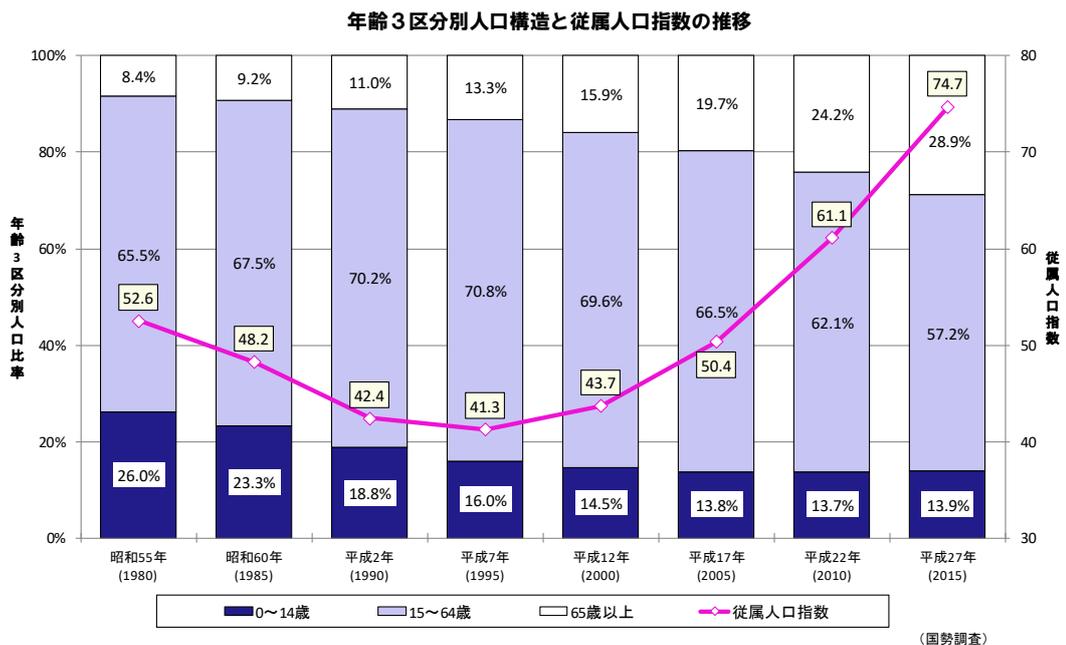


図 年齢3区分別人口の推移

出典：第2期斑鳩町人口ビジョン

(6) 交通網

本町の交通網は、国道 25 号、168 号の 2 本の国道と県道が広域的幹線として町と周辺地域を結び、町道が町内を結んでいる。また、鉄道では J R 関西本線が大阪、奈良と連絡し、町内には J R 法隆寺駅がある。

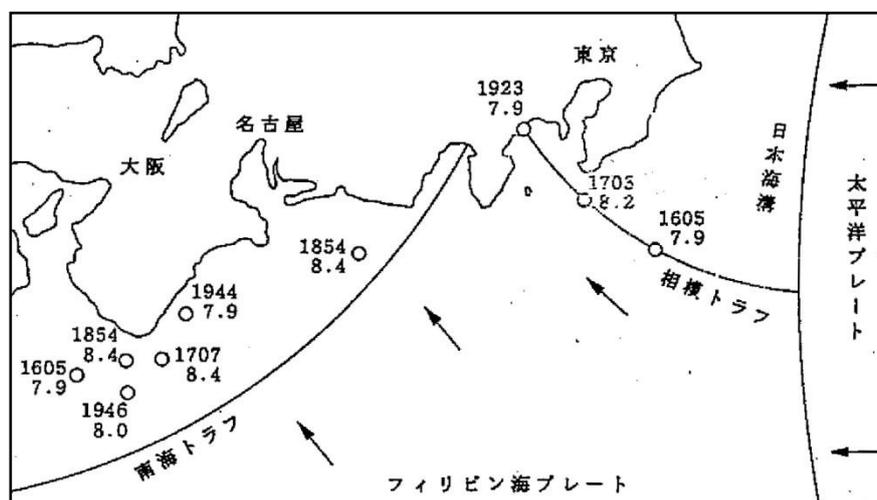
(7) 土地利用状況

本町は樹林地、農地、市街地のバランスがよくとれた状況となっている。樹林地は原則として保全され、農地も市街化調整区域にあるものは保全されている。また、法隆寺が世界文化遺産に指定され、観光地周辺の整備が行われている。市街地では斑鳩の里にふさわしい都市景観の形成に努めている。このように歴史的環境や田園地域としての伝統と住宅都市としての機能を合わせもった個性あるまちづくりが進められている。

2.1.2. 過去の自然災害の状況等

(1) 地震の概要

斑鳩町の位置する近畿地方は、日本でも地震活動の活発な地域であり、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込んでおり、それらの境界面では過去に数多くの巨大地震が発生している。



(1600 年以降、年の下の数字はマグニチュード)

図 相模トラフ、南海トラフと関連する巨大地震

出典：斑鳩町地域防災計画資料編（平成 28 年度）

(2) 風水害の概要

大和川流域は歴史的にみても数多くの水害が起きてきた地域である。これまで斑鳩町に大きな被害をもたらした風水害は、台風、梅雨前線及び台風崩れの低気圧に伴う暴風雨、集中豪雨によるものが多い。

町域の大和川、富雄川、竜田川は天井川で、特に大和川は町側の右岸堤防が低くたびたび氾濫したと考えられるが、近年、国土交通省及び県の管理河川になり改修が進み外水氾濫の危険性は少なくなった。一方、町域には旧河道、後背低地などの一般面より低い土地が見られ、集中豪雨等によりこれらの低地で内水が排水しきれず、家屋の浸水、田畑の冠水を及ぼすことがある。

斑鳩町の主な風水害として、昭和 24 年へスター台風、昭和 27 年集中豪雨、昭和 43 年集中豪雨、昭和 57 年の台風 10 号・低気圧があるが、近年被害の大きかったのは昭和 57 年の災害である。

台風 10 号の影響で 8 月 1 日 0 時頃から雨が降り始め、夕方をピークに 2 日未明に降り止んだものの、同日夜半頃から再び台風 9 号崩れの低気圧により降り始め 3 日 12 時頃まで続いた。この降雨により、台風 10 号の降雨に追い打ちをかけるかたちになり、町内各地で内水氾濫、西里で山崩れなどの被害が発生した。斑鳩町では 1 日 19 時 30 分に災害対策本部が設置された。この災害で 14 地区 1,270 世帯 5,080 人が避難場所 5ヶ所に避難した。

平成 12 年 7 月 4 日には、高安地域において富雄川右岸にて越水し、高安西団地周辺が床上浸水した。また、平成 29 年 10 月 22 日の台風第 21 号では、浸水想定区域内に避難勧告を発令し、481 人、182 世帯が避難した。

2.1.3. 斑鳩町の目指す姿

「第5次斑鳩町総合計画」において、住民、事業者とともに実現を目指す、今後10年の斑鳩町のまちづくりの将来像を次のように掲げている。

『「和」で紡ぎ 未来へ歩む 私たちの斑鳩』

その中で、令和12年度（2030年度）のまちの将来像の実現に向けた、国土強靱化に係る基本的な考え方、基本目標、施策は下記のとおりである。

(1) まちづくりの基本的な考え方

安全・安心、快適にくらせるまちを創ります

安全なまちで安心してくらすことは、すべての住民の願いであり、まちづくりの土台となるものです。

- ・自然災害に強いまちづくりをすすめるとともに、犯罪、交通事故から身を守り、住民の誰もが安全で安心して、快適にくらし続けることができるまちをめざします。

(2) まちの将来像の実現に向けた基本目標

安全・安心にくらせるまちにします

- ・風水害や地震をはじめとする自然災害などから、尊い生命と貴重な財産を守るため、自助、共助、公助の連携のもと、ハード・ソフト両面での防災・減災対策に取り組み、災害に強いまちをめざします。

(3) まちの将来像の実現に向けた施策

災害に強いまちづくり

○目標とする姿

- ・さまざまな自然災害に対する住民や関係機関の危機管理意識の向上と防災・減災への対策がはかられて、災害時に迅速に対応できる基盤としくみが整っています。

2.2. 基本目標

法第 14 条の規定を踏まえた上で、「災害に強いまちづくり」を目指し、次の 3 項目を基本目標とする。

- | | |
|--------------------|-----------------------------|
| I 人命を守る | “災害による死者をなくす” |
| II 住民の生活を守る | “できる限り、家屋・インフラ・経済活動等の減災を図る” |
| III 迅速な復旧・復興を可能にする | |

2.3. 強靱化推進にあたっての留意事項

国基本計画で定められた「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」を踏まえ、以下の点に留意して強靱化に係る施策を推進する。

① 長期的、広域的観点からの施策の推進

- ・斑鳩町の強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討するとともに、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- ・町内のみならず、広範囲に被害を及ぼす巨大災害を念頭に、近隣市町村や県内市町村等の広域的な視点を持って施策を推進する。

② 効果的な施策の推進

- ・地域の状況に応じて災害リスクを予測し、防災施設の整備等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- ・「自助」及び「共助」による地域防災力の向上と、「公助」の機能強化を適切に組み合わせ、官(国、県、町)と民(住民、事業者)が役割分担して取り組む。
- ・国、県、他市町村、民間事業者等と十分に連携を図る。
- ・各施策が非常時に効果を発揮するだけでなく、平時においても有効に活用される対策となるように取り組む。

③ 効率的な施策の推進

- ・既存の社会資本を有効活用する等により費用を縮減するなど、限られた財源の中で効率的かつ効果的に施策を推進する。
- ・施設等の効率的、効果的な維持管理に努める。

④ 地域の特性に応じた施策の推進

- ・河川による水害の経験・教訓の継承や、科学的知見に基づく調査研究の成果を普及する。
- ・豊かな自然と貴重な文化財を有する本町の特性を踏まえ、自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮して施策を推進する。
- ・女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等の多様な視点をもって施策を推進する。
- ・人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、強靱化の担い手を育成し、その活動環境の整備に努める。
- ・地域活性化等にもつながり、本町の持続的成長の促進に寄与する取組みを進める。

(参考)国の基本計画における「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」(要約)

(1) 国土強靱化の取組姿勢

- ① 強靱性を損なう本質的原因を吟味した取組推進
- ② 長期的視野を持った取組推進
- ③ 地域間連携の強化、東京一極集中から「自律、分散・協調」型国土への転換
- ④ 経済社会システムの潜在力、抵抗力、適応力の強化
- ⑤ 適正な制度、規制のあり方を見据えた取組推進

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ⑥ ハード・ソフト対策の適切な組み合わせ
- ⑦ 国、地方自治体、事業者、住民の連携、役割分担
- ⑧ 平時の有効活用

(3) 効率的な施策の推進

- ⑨ 施策の重点化の推進
- ⑩ 既存の社会資本の有効活用
- ⑪ 民間資金の積極的活用
- ⑫ 施設等の効率的、効果的な維持管理
- ⑬ 土地の合理的利用の促進
- ⑭ 研究開発の推進と成果の普及

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ⑮ コミュニティ機能の向上、強靱化の担い手が活動できる環境整備
- ⑯ 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人等への配慮
- ⑰ 自然との共生、環境との調和、景観の維持への配慮

3. 脆弱性評価

3.1. 想定するリスク

本町の強靱化を進めるにあたり、大規模自然災害に対する脆弱性評価を実施した。脆弱性評価では、まず本町に甚大な被害を及ぼす自然災害を「想定するリスク」として定め、維持・早期回復が必要な重要機能を念頭に置きながら、地域特性、過去の自然災害の状況等を踏まえて「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を設定した。

次に、この事態を回避するために行わなければならない取組みを検討するとともに、町等が実施している取組みを整理し、その進捗状況や達成度について指標を用いて把握することにより、課題を抽出した。

本計画では、本町の特性を踏まえ、発生した場合に甚大な被害が発生する可能性のある「(1) 地震」と「(2) 水害・土砂災害」の2つの災害を対象とする。

(1) 地震

この計画において想定する地震は、「第2次奈良県地震被害想定調査結果」（平成16年10月公表）をもとに作成された「斑鳩町地域防災計画」（平成28年度）より、8つの内陸型地震と5パターンの海溝型地震が想定されており、その概要は以下のとおりである。

■ 内陸型地震

対象地震	断層の長さ (km)	想定マグニチュード
①奈良盆地東縁断層帯	35	7.5
②中央構造線断層帯	74	8.0
③生駒断層帯	38	7.5
④木津川断層帯	31	7.3
⑤あやめ池撓曲-松尾山断層	20	7.0
⑥大和川断層帯	22	7.1
⑦千股断層	22	7.1
⑧名張断層	18	6.9

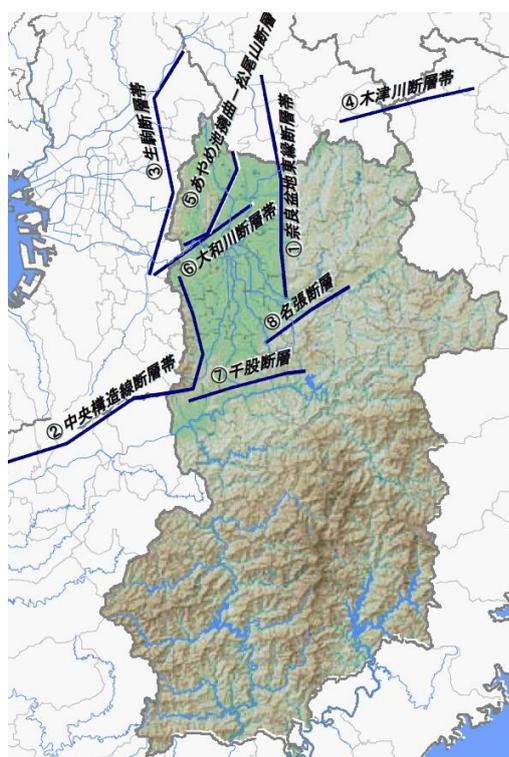


図 内陸型地震の起震断層位置図

出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

■ 海溝型地震

対象地震	想定マグニチュード
① 東南海・南海地震同時発生	8.6
② 東南海地震	8.2
③ 南海地震	8.6
④ 東海・東南海地震同時発生	8.3
⑤ 東海・東南海・南海地震同時発生	8.7



図 海溝型地震の想定震源域位置図

出典：第2次奈良県地震被害想定調査報告書

■ 被害想定結果

本町に及ぼす地震による被害は、以下のとおりである。

表 地震の被害想定

区分	地震	内陸型地震								海溝型地震				
		奈良盆地東縁断層帯	中央構造線断層帯	生駒断層帯	木津川断層	あやめ池撓曲・松尾山断層	大和川断層帯	千股断層	名張断層	東南海・南海地震同時発生	東南海地震	南海地震	東海・東南海地震同時発生	東海・東南海・南海地震同時発生
	最大震度	7	7	7	6強	7	7	6強	6強	5強	5強	5強	5強	5強
人的被害	死者(人)	146	152	161	51	157	156	53	52	0	0	0	0	0
	負傷者(人)	360	372	384	424	376	376	417	420	6	1	1	1	6
建物被害	住家全壊(棟)	3,302	3,438	3,653	1,053	3,552	3,559	1,081	1,067	14	3	3	3	14
	住家半壊(棟)	1,995	1,988	1,937	2,125	1,947	1,946	2,174	2,133	12	3	3	3	12
	焼失棟数(棟)	414	443	456	367	443	443	385	365	0	0	0	0	0
避難人口	避難人口(人) <1週間後>	9,236	9,233	9,243	6,667	9,238	9,242	6,139	6,080	62	15	15	15	62
ライフライン被害	断水(世帯) <直後>	9,344	9,344	9,344	5,517	9,344	9,344	5,658	5,589	1,559	2	148	2	1,559
	停電(世帯) <直後>	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	9,400	350	75	75	75	350
	都市ガス供給支障 (戸)<直後>	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	2,110	97	21	21	21	97

※人口総数はH12国勢調査(28,566人)より

※建築総棟数はH14固定資産台帳(13,814棟)より

※断水の総数は、H12国勢調査の一般世帯数(9,344世帯)より

※停電の総数は、H12国勢調査の総世帯数(9,400世帯)より

※都市ガスの総数は、都市ガス供給戸数(2,110戸:H15.4.1現在)より

※冬早朝5時(全被害)、冬夕刻6時(火災被害)

出典:斑鳩町地域防災計画(平成28年度)

■ 主な過去の地震

表 奈良県に被害を及ぼした主な地震

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害(括弧は全国での被害)
1185年8月13日 (文治1)	近江・山城・大和	7.4	寺社家屋倒壊破損多く、死者多数。
1361年8月3日 (正平16)	畿内・土佐・阿波	8 ¹ / ₄ ~8.5	南海トラフ沿いの巨大地震。寺社などの被害。
1596年9月5日 (慶長1)	畿内(慶長伏見地震とも呼ばれる)	7 ¹ / ₂ ± ¹ / ₄	寺社倒壊などの被害。
1707年10月28日 (宝永4)	(宝永地震)	8.6	南海トラフ沿いの巨大地震。家屋全壊約280棟。
1854年7月9日 (安政1)	伊賀・伊勢・大和および隣国(伊賀上野地震とも呼ばれる。)	7 ¹ / ₄ ± ¹ / ₄	奈良で死者280人、全壊家屋700~800棟。周辺に被害あり。
1891年10月28日 (明治24)	(濃尾地震)	8.0	死者1人、負傷者2人、家屋全壊16棟。
1899年3月7日 (明治32)	紀伊半島南東部(紀伊大和地震とも呼ばれる。)	7.0	南部を中心に被害。家屋全壊あり。
1936年2月21日 (昭和11)	(河内大和地震)	6.4	北西部を中心に被害。死者1人、負傷者7人、住家全壊2棟。
1944年12月7日 (昭和19)	(東南海地震)	7.9	死者3人、負傷者17人、住家全壊89棟。
1946年12月21日 (昭和21)	(南海地震)	8.0	負傷者13人、住家全壊37棟。
1952年7月18日 (昭和27)	(吉野地震)	6.7	死者3人、負傷者6人。
2004年9月5日 (平成16)	紀伊半島南東沖	7.4	負傷者3人。
2018年6月18日 (平成30)	大阪府北部	6.1	負傷者4人(平成31年2月12日、消防庁調べ)。

出典：地震調査研究推進本部

(2) 水害・土砂災害

想定風水害については、斑鳩町の「防災ハザードマップ」(令和3年3月作成)に、大和川・富雄川・竜田川が氾濫した場合の浸水想定区域を示している。

土砂災害については、土砂災害防止法に基づき指定された、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域を示している。

本町における土砂災害警戒区域の指定箇所は、土砂災害警戒区域が合計24箇所、土砂災害特別警戒区域が22箇所となっている。

表 土砂災害警戒区域の指定箇所

指定区域							
急傾斜地の崩壊		土石流		地すべり		合計	
警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別	警戒区域	うち特別
8	8	16	14	0	0	24	22

出典：土砂災害警戒区域等の指定状況（令和2年3月、奈良県）

※降雨条件は、大和川流域の12時間総雨量316mm（平成28年5月、国土交通省）

また、平成30年7月に発生した西日本豪雨を踏まえ、農林水産省から同年11月に防災重点ため池※の新たな選定基準が設定された。この基準を踏まえ、奈良県により防災重点ため池の再選定がされ、斑鳩町においても、従前の5箇所の防災重点ため池に加え、新たに14箇所のため池が防災重点ため池に指定された。

この19箇所の防災重点ため池について、大規模な地震により、万が一ため池が決壊した場合、浸水区域内の住民が迅速かつ安全に避難するための参考資料として「ため池ハザードマップ」を作成し、公表している。

表 防災重点ため池の概要

	防災重点ため池	ため池の規模等・貯水量 (m ³)
1	いかるが溜池	380,000
2	毛無上池	5,760
3	毛無池	38,000
4	慶花池	58,100
5	天満上池	7,290
6	天満池	32,700
7	桜池	37,700
8	岡本百舌池	3,250
9	瓦塚池	10,800
10	三本松池	13,000
11	守谷上池	29,980
12	守谷中池	25,760
13	守谷下池	13,900

14	松谷池	22,880
15	粕池	13,240
16	女郎池	1,610
17	東町池	7,000
18	木村池	330
19	下司田池	9,280

※防災重点ため池：決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

■ 主な過去の水害



図 斑鳩町の水害履歴図

出典：斑鳩町地域防災計画資料編（平成28年度）

3.2. リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）の設定

本町の特性等を踏まえるとともに、施策の重複等を勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合等を行い、本町の脆弱性評価の前提となる「リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）」を次のとおり設定した。

表 リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）

1. 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施	
1-1	地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
1-2	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生
1-3	大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者発生と後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態の発生
1-4	避難行動の遅れ等による死傷者の発生
2. 救助・救急、医療活動等の迅速な実施	
2-1	食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞
2-2	消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
2-3	被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生
2-4	多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
2-5	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3. 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持	
3-1	町職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下
3-2	サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下
4. ライフラインの確保	
4-1	社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止
4-2	上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止
4-3	幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止
5. 二次災害の防止	
5-1	ため池等の損壊、機能不全による二次災害の発生
5-2	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
6. 地域社会、経済の迅速な再建・回復	
6-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-2	復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、建設業者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
6-3	被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
6-4	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

3.3. 脆弱性評価結果

脆弱性評価の結果を別紙1に示した。

3.4. 具体的な施策

具体的な施策を別紙2に示した。

4. 強靱化施策の推進方針

4.1. リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

基本目標を達成し、本町の強靱化を実現するために必要な施策の推進方針を示す。

「3. 脆弱性評価」で示した、リスクシナリオごとの脆弱性評価結果を踏まえた推進方針は次のとおりである。

なお、本計画で設定したリスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）は、どの事態が生じた場合であっても、本町に大きな被害を与えることになる。

※重要業績指標（KPI）における現状値は、令和元年度、目標値は、令和7年度時点

基本目標 1：人命を守る

■ 1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	1-1 地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生
推進方針	
耐震化の促進	
<ul style="list-style-type: none"> ○地域の防災拠点施設や防火水槽等の改修及び新設時において、施設等の耐震化を行い、地震等の災害に対して有効な防災施設の整備を促進する。《安全安心課》 ○地震による緊急輸送道路ネットワークの遮断を回避するため、緊急輸送道路上にある橋梁の点検及び耐震対策を行う。《建設農林課》 ○老朽化した町営住宅について居住者の安全確保の観点から耐用年数の残る町営住宅への住み替え等により居住者の地震時における被害を軽減させるための取組みを進める。《建設農林課》 ○現在の下水道施設については耐震化されているが、今後の施設整備においても耐震部材を使用し、耐震化を進める。《上下水道課》 	
住宅等における安全の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ○住宅用火災警報器や感震ブレーカーの設置など、住民が実施する地震時の住宅火災防止対策に関する啓発を行う。《安全安心課》 ○老朽化した空き家が増加するなか、地域の住民の安全を確保し、住み続けられる地域づくりを進める観点から、空き家の所有者等への指導・助言を行うとともに、空き家の再生や危険な空き家の除却等を促すため、空き家総合対策事業を推進する。《安全安心課・都市創生課・環境対策課》 ○地震による住宅等の倒壊から住民の生命を守り、また避難路を確保するため、ブロック塀等の撤去や既存木造住宅に対する耐震診断・耐震改修・耐震シェルター設置の支援を行うなど住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する。《都市創生課》 ○歴史的な町並みを形成する地域において、地震による電柱の倒壊から住民の生命を守り、また避難路を確保するため、電柱類の景観改善を実施する。《都市創生課》 	
市街地等における安全の確保	
<ul style="list-style-type: none"> ○避難経路の確保や、消防車両等の円滑な進入路の確保を図るため、町道の拡幅や交差点改良などの取組みを推進する。《建設農林課》 ○平時及び災害時において、円滑な通行を確保するため、道路施設の老朽化対策、道路パトロール及び路面性状調査等を行い、整備の必要がある路線の舗装整備を実施する。《建設農林課》 ○地震による宅地の安全を確保するため、奈良県と連携し、大規模盛土造成地における調査・優先度評価を行い、安全性の検証を行う。また、その結果を踏まえ、必要に応じて滑動崩落防止工事の実施を推進する。《都市創生課》 	

文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進

○災害時における文化財の被害低減を図るため、関係機関が連携した啓発活動や、防災・防火設備の設置促進、修理等の支援、安全確保などの取組みを推進する。
 《安全安心課・教育委員会事務局生涯学習課》

○町指定文化財候補の建造物や「斑鳩町歴史的風致維持向上計画」に基づく「歴史的風致建造物」の指定を予定している建造物など、近世から近代にかけて建築された文化財的価値を有する民間所有の建造物に対し、消防や警察などの関係機関と連携した防災・防火対策に係る啓発活動を行うとともに、指定を行った建造物に対し、防災・防火設備の設置促進を図る。《教育委員会事務局生涯学習課》

外国人・帰宅困難者対策

○災害情報等の多言語化への対応のほか、観光客等帰宅困難者向けの避難場所及び防災情報収集のための通信環境の確保を図る。《安全安心課》

重要業績指標 (KPI)	担当課	現状値	目標値
新設防火水槽の整備箇所数	安全安心課	—	1箇所
空き家セミナーの開催回数	安全安心課	1回/年	1回/年
住宅に対する補助件数 (①耐震診断、②耐震改修、③ブロック塀撤去) (累計)	都市創生課	①236件 ② 48件 ③ 1件	①263件 ② 63件 ③ 27件

**起きてはならない
最悪の事態
(リスクシナリオ)**

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生

推進方針

河川整備等総合的な治水対策の推進

○大和川水系河川整備計画の一環とする大和川遊水地事業により外水氾濫対策を講じながら、平成緊急内水対策事業などによる内水対策及び奈良県管理河川の整備とあわせて町内の総合的な治水、浸水の対策を推進する。また、水田貯留に関し今後も県と連携しながら効果的・組織的に取り組む。
 《建設農林課》

ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化

○国や県における浸水想定区域の見直し等必要に応じ、ハザードマップを改訂し、町内全世帯に配布するほか、行政出前講座の実施等を通じて、迅速な避難に向け、住民への周知と理解の促進を図る。
 《安全安心課》

**起きてはならない
最悪の事態
(リスクシナリオ)**

1-3 大規模な土砂災害 (深層崩壊等) による多数の死傷者発生と後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態の発生

推進方針

土砂災害の発生の未然防止

○崩落やその兆候が見られる箇所の対策を最優先で取り組む。《建設農林課》

土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

○県における土砂災害警戒区域の見直し等必要に応じ、ハザードマップを改訂し、町内全世帯に配布するほか、行政出前講座の実施等を通じて、迅速な避難に向け、住民への周知と理解の促進を図る。
 《安全安心課》

ため池の防災対策

○災害の発生を未然に防止するため、農業用ため池の点検や耐震調査を実施するとともに、耐震調査の結果、整備の必要な農業用ため池について改修を実施する。《建設農林課》

○決壊すると下流に多大な影響を及ぼすとして、防災重点ため池に指定したため池について、ハザードマップを作成し公表する。《建設農林課》

重要業績指標 (KPI)	担当課	現状値	目標値
特定農業用ため池の耐震調査箇所数	建設農林課	5箇所	19箇所

起きてはならない
最悪の事態
(リスクシナリオ)

1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生

推進方針

災害時の確実な情報伝達

- 台風や大雨等の風水害時において、警戒レベルに応じた避難情報の発令体制を整備するとともに、迅速な避難に向け、住民への周知と理解の促進を図る。《安全安心課・福祉課》
- 住民等に避難情報を確実に伝達するため、有線放送設備、防災情報メールやエリアメール等既存情報伝達手段の高機能化・重層化を図る。《安全安心課》

災害時要支援者対策

- 避難行動要支援者支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の策定を行うとともに、避難支援関係者との連携を強化し、避難体制の確立を図る。《安全安心課・福祉課》
- 避難所での生活において特別の配慮を必要とする人及びその家族を受け入れるため、福祉避難所の確保を図る。《安全安心課・福祉課》

住民避難に係る施設の整備等

- 避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、必要に応じて指定避難所及び指定緊急避難場所を整備するとともに、迅速な避難に向け、住民に対する周知を図る。《安全安心課》
- 広域的な自治会を対象としたコミュニティ施設であると同時に避難所、災害備蓄倉庫等の防災機能を兼ね備えた地域交流館の整備を進める。《総務課》
- 老朽化による施設の修繕や改修工事を行い、大規模災害発生時においても庁舎機能を維持できるように維持管理を行う。また安全安心課で所管している普通財産について、大規模災害発生時の避難場所として利用できるように、草刈等の維持管理を適正に実施する。《安全安心課》
- 町の指定避難所について、住民の避難場所及び被災による行政機能を低下させない施設として機能を果たせるよう、計画的な維持管理を行う。《各施設所管課》
- 幅員の狭い道路や場所を改修することにより、緊急車両の通行や避難経路の確保を行う。
《建設農林課》
- 地域住民にとって身近な避難場所となる都市公園の長寿命化を図る《都市創生課》

防災知識の普及啓発・防災教育

- 広報・ホームページへの関係記事の掲載、行政出前講座の実施等を通じて、防災知識の普及啓発を図る。《安全安心課》
- 住民、自主防災組織、防災関係機関、町職員による防災訓練等の実施を通じて、連携を高めることにより地域防災力の向上を図る。《安全安心課》
- 町立学校・園において、避難訓練等の防災教育の充実を図り、生徒・児童・園児の安全を図るための取組みを進める。《教育委員会事務局総務課》

重要業績指標 (KPI)	担当課	現状値	目標値
地域交流館の建設箇所数 (累計)	総務課	1箇所	2箇所
町主催の防災訓練開催回数	安全安心課	2回/年	2回/年

■ 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1 食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞		
推進方針			
非常用物資の確保			
○家庭や企業等においては、7日分の備蓄が奨励されていることから、広報・ホームページへの関係記事の掲載、出前講座の実施等を通じて、家庭や企業等における自発的な備蓄の促進を図る。 《安全安心課》 ○町の備蓄計画に基づき災害備蓄品の整備を推進するとともに、民間企業と救援物資供給に関する協定を締結することにより、避難生活を送る上で必要な物資の確保に取り組む。《安全安心課》 ○給水拠点となる浄水場や配水池からの給水を円滑に行うことができるよう、施設（緊急遮断弁）の整備（メンテナンス）を行うとともに、緊急時の対応について確認を行う。《上下水道課》 ○応急給水活動を行う上で必要となる備品、資機材等を備蓄し、充実を図るとともに、給水車による給水体制の整備を行う。《上下水道課》			
救援物資等の搬送の確保			
○救助物資等の搬送のため、緊急輸送道路上にある橋梁の長寿命化整備計画による長寿命化及び耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策や、道路パトロール及び路面性状調査等により、整備の必要がある路線の舗装整備を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。 《建設農林課》			
重要業績指標 (KPI)	担当課	現状値	目標値
食糧の備蓄数	安全安心課	30,000 食	30,000 食
応急給水物資（給水袋）の整備率	上下水道課	52.3%	94.1%

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-2 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞		
推進方針			
消防力の強化			
○消防団員の人材確保を図るとともに、消防団の拠点施設及び消防車両の計画的な更新・整備や消防団の装備の充実強化を推進する。《安全安心課》 ○消防水利となる防火水槽や消火栓の新規整備及び維持管理、ため池や河川等の自然水利を活用した消防水利の確保等を図る。《安全安心課》			
防災関係機関と連携した災害対応訓練の実施			
○防災訓練等の実施を通じて、警察、消防、自衛隊等関係機関との連携の強化を図る。《安全安心課》			
自主防災力の強化			
○災害時に、住民が連携して被害を防止・軽減するため、自主防災組織に対する支援を行う。 《安全安心課》 ○防災士の資格取得を支援すること等により、地域の防災リーダーの育成を図る。《安全安心課》			
重要業績指標 (KPI)	担当課	現状値	目標値
消防水利として利用可能な、ため池の箇所数	安全安心課	14 箇所	14 箇所
自主防災組織設立数	安全安心課	28 団体	40 団体
防災士の資格取得支援に係る補助件数	安全安心課	1 件	30 件

起きてはならない
最悪の事態
(リスクシナリオ)

2-3 被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生

推進方針

医療救護活動の促進

○県をはじめとする関係機関と連携、情報共有を行い現地医療活動、保健活動、医薬品等の供給が円滑に進むよう支援する。《健康対策課》

災害拠点病院の機能強化

○災害拠点病院としての役割を担う近畿大学医学部奈良病院における電気、ガス、水道等のライフライン維持、医療用資材、医薬品等の供給確保、ルートの確保を図る。《健康対策課》

食中毒・感染症等の対策

- 避難所等における感染症対策物品の整備を図る。《安全安心課》
- 食中毒や感染症等の発生やまん延を防止するために平常時から予防活動を行う。《健康対策課》
- 災害時、避難所において被災者の健康管理が適切に実施できるように、避難所運営訓練の中で感染症発生防止のための健康教育を実施する。《健康対策課》

発災後の遺体捜索・検視・検案、収容及び火葬等

○平時においては、斑鳩町営火葬場の維持管理を適切に行い、非常時の適切な対応、臨機な対応により火葬業務を確実に実施する。《環境対策課》

医療活動確保のための緊急輸送ルートの強化

- 医療活動を確保するため、緊急輸送道路ネットワークの整備及び緊急輸送道路上にある橋梁の橋梁長寿命化整備計画に従った長寿命化及び耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策や、道路パトロール及び路面性状調査等により、整備の必要がある路線の舗装整備を着実に推進し緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。《建設農林課》
- 医療活動確保のための緊急輸送道路ネットワークの整備促進に向け、いかるがパークウェイなどの幹線道路について、関係機関への要望・調整や整備等を進める。《都市創生課》
- 医療活動確保のための緊急輸送道路ネットワークのさらなる強化に向け、国の直轄事業である国道25号の現道改良について、円滑な事業進捗が図られるよう関係機関への要望・調整に努める。《都市創生課》

汚水処理機能継続の確保

- マンホールトイレや簡易トイレ等の備蓄の充実を図るとともに民間企業との仮設トイレの調達に係る協定の締結を図る。《安全安心課》
- 平時においては、し尿処理施設鳩水園の維持管理を適切に行い、非常時の適切な対応、臨機な対応によりし尿業務を確実に実施する。《環境対策課》
- 災害時に備え、下水道施設についてBCPの運用及び定期的な見直しを実施し、災害発生時の公共下水道施設の被害軽減と迅速な復旧に備える。《上下水道課》

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-4 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
推進方針	
災害時孤立の恐れのある地区におけるエネルギーの確保	
○災害時に孤立する恐れのある地域において、通信機器や発電機等の整備を行う。《安全安心課》	
緊急輸送道路等の整備・保全、耐災害性の向上	
○道路ネットワークの遮断を防ぎ、集落が孤立するリスクを防止、軽減するために、緊急輸送道路上にある橋梁の橋梁長寿命化整備計画に従った長寿命化及び耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策や、道路パトロール及び路面性状調査等により、整備の必要がある路線の舗装整備を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。《建設農林課》	
孤立化防止のための土砂災害対策	
○土石流や地すべりなどの土砂災害により、道路が長期間不通にならないように、砂防、地すべり対策を着実に推進する。また、既存の砂防関係施設については、長寿命化計画に基づく老朽化対策を実施する。《建設農林課》	
ヘリコプター臨時離発着場所の調査実施	
○災害時に使用するヘリコプター・ヘリポートについて臨時離発着場所の調査を行いながらヘリポート予備地の適地確保を図る。《安全安心課》	

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
推進方針	
避難所の機能強化	
○停電時でも避難所の災害対応機能を維持するため、避難所の非常用発電設備等の機能強化を図る。《安全安心課》	
避難所運営マニュアルの整備	
○地域防災計画や避難所運営マニュアルなど各種マニュアルの策定又は見直しを適切に実施することにより、地域における防災体制を整える。《安全安心課》	

基本目標 2 : 住民の生活を守る

■ 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-1 町職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下		
推進方針			
町有施設等の強化			
○災害時における避難所施設の耐震化や既設施設の充実を図る。《安全安心課》 ○町有施設について、安全、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、防災などの観点から、必要な機能を確保するとともに、被災による行政機能を低下させないよう、計画的な維持管理を行う。 《各施設所管課》 ○町営住宅について、公営住宅等ストック総合改善事業により長寿命化等のための計画的な改修を行う。《建設農林課》 ○法隆寺駅南北自由通路について、消防設備点検や職員による巡回、エレベーター等の遠隔監視を行う。また、施設の長寿命化の観点から、施設の更新について適宜検討する。《都市創生課》 ○町内の都市公園において、遊具及び付帯設備が適切な状態に保たれるよう計画的に更新を行う。 《都市創生課》 ○三井浄水場の建物は昭和 59 年に築造され、法定耐用年数 50 年に対し 36 年経過しているが、耐震診断の結果、耐震性能を有していると評価されている。今後、到来する施設更新を見据え、耐震化及び施設規模の縮小も含めた施設計画の検討を進める。《上下水道課》			
業務継続体制の整備			
○斑鳩町業務継続計画に基づき、体制の整備を図るとともに、被災時に備え、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する。《安全安心課》			
職員等の防災教育及び対応力強化			
○防災に関する研修の受講、防災訓練の実施、他の被災地への職員の派遣等を通じて、職員の防災力の向上を図る。《安全安心課》			
相互応援協定などに基づいた自治体間の連携強化			
○大規模災害が発生した際の災害応急体制を確保するため、相互応援協定等に基づく応援・受援体制の構築を図る。《安全安心課》			
重要業績指標 (KPI)	担当課	現状値	目標値
町営住宅長寿命化計画に基づき長寿命化を行った箇所数	建設農林課	1 箇所	3 箇所

起きてはならない
最悪の事態
(リスクシナリオ)

3-2 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下

推進方針

企業防災活動等の促進

○企業に対して、平時から商工会等と連携して防災関連情報の提供及び共有を積極的に行い、企業体として防災・災害対策の重要性の意識づけや企業防災活動の活性化を図る。また、大規模災害発生後であっても、サプライチェーンを含む経済活動が機能不全に陥らないために、経済活動が速やかに再開できるように、平時から商工会等との連携体制の強化を図る。《都市創生課》

被災企業への金融支援など、セーフティネット策の確保

○国・県の支援策と連携し、災害により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るためのセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組みへの支援についても検討する。また、災害発生後の労働力確保対策としての就労相談制度の整備についてハローワークと連携し検討を進めるとともに、迅速な経済活動再開が図れるよう県や信用保証協会、金融機関と金融支援について協議を進める。《都市創生課》

オフィスや生産拠点の本町への立地の促進

○東日本大震災以降、また新型コロナウイルス感染症の影響により、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、本町での起業支援のための取組みを強化する。《都市創生課》

物流ルートの整備、保全、耐災害性の向上

○災害発生後であっても、道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、幹線道路ネットワークの整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策や、道路パトロール及び路面性状調査等により、整備の必要がある路線の舗装整備を着実に推進し緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。《建設農林課》

企業活動継続のための総合的な治水対策

○企業が点在する大和川流域では、大和川遊水地事業による外水氾濫対策を講じながら、平成緊急内水対策事業などによる内水対策及び奈良県管理河川の整備とあわせて町内の総合的な治水、浸水の対策を推進する。《建設農林課》

重要業績指標 (KPI)	担当課	現状値	目標値
行政機関の補助金を活用した起業者数 (累計)	都市創生課	14 件	20 件

■ 4 ライフラインの確保

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-1 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止
推進方針	
ライフライン関係機関等との連携	
<p>○迅速な復旧や情報共有を実現するため、防災協定の締結や防災訓練の実施等を通じて、平時からの連携を図る。《安全安心課》</p> <p>○迅速な復旧や情報共有を実現するため、ライフライン災害対応力の強化を図る。《建設農林課》</p> <p>○「奈良県水道災害相互応援に関する協定」「日本水道協会奈良県支部水道災害時相互応援に関する要綱に基づく協定書」に基づく災害時の応援復旧の協力体制を維持し、早期に給水機能を復旧させるための取組みを進める。《上下水道課》</p>	

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-2 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止		
推進方針			
水道施設の耐震化			
<p>○良好な水の安定供給を図るため、老朽管（石綿管・塩化ビニール管等）の更新を進めると同時に耐震化を図る。配水池については、耐震診断の結果、耐震性能を有していると評価されている。しかし、北部配水池については、昭和 53 年築造の旧基準の土木建築物であり、老朽化も懸念されていることから、災害時の応急給水の拠点として活用するため、耐震化に向けた取組みを進める。《上下水道課》</p>			
水道情報管理のシステム化			
<p>○災害発生時に、復旧等に対し、迅速かつ的確な対応ができるよう、水道情報管理システムの整備・運用を行う。《上下水道課》</p>			
下水道施設の老朽化対策、耐震化等			
<p>○公共下水道施設については、平成 4 年からの築造で、耐用年数で余裕がある状況である。今後の老朽化対策に向けて維持管理を適切に実施し、更新についても検討を進める。また、耐震化については、施設が基準を満たしているため、下水道 B C P に基づいて対応する。《上下水道課》</p>			
重要業績指標 (KPI)	担当課	現状値	目標値
老朽配水管の更新に係る整備率 (①石綿管、②塩化ビニール管)	上下水道課	①10.0% ② 0.5%	①57.9% ②52.3%
水道情報管理システムにおける整備済の管路延長	上下水道課	2.5km	15km

起きてはならない
最悪の事態
(リスクシナリオ)

4-3 幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止

推進方針

基幹インフラの整備・保全、耐災害性の向上

- 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送に係る交通輸送が確保され、また被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、町道の拡幅整備や幹線道路ネットワークの整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路施設の老朽化対策や、道路パトロール及び路面性状調査等により、整備の必要がある路線の舗装整備を着実に推進し緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。《建設農林課》
- 災害発生時における人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送の確保のため、いかるがパークウェイなどの幹線道路について、関係機関への要望・調整や整備等を進める。《都市創生課》
- 災害発生時における人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送の確保のため、国の直轄事業である国道25号の現道改良について、円滑な事業進捗が図られるよう関係機関への要望・調整に努める。《都市創生課》

■ 5 二次災害の防止

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-1 ため池等の損壊、機能不全による二次災害の発生		
	推進方針		
老朽化した農業用ため池の改修の促進			
○災害の発生を未然に防止するため、農業用ため池の点検や耐震調査を実施するとともに、耐震調査の結果、整備の必要な農業用ため池について改修を実施する。《建設農林課》			
重要業績指標 (KPI)		担当課	現状値
特定農業用ため池の耐震調査箇所数		建設農林課	5箇所
		目標値	19箇所

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大		
	推進方針		
農地・森林の保全・整備			
○気候変動や災害に強い農地づくりを図るため、生産基盤の保全管理を強化し生産性の高い優良農地を確保するとともに、担い手の育成・支援、農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化、生産コスト削減など、競争力向上に必要な生産基盤の施設整備を推進する。《建設農林課》			
○林業の採算性の悪化等により、適正な管理が十分に行われていない森林が増加していることから、間伐等を実施し森林整備の促進を図る。《建設農林課》			
○イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害や農地への被害の発生により、農業者の生産意欲が低下し、農地等の荒廃が進むことを防止するため、鳥獣害対策を適正に実施し農地等の荒廃を防ぐ。《建設農林課》			
農業用施設・農業水利施設の機能保全			
○地元要望により、農業水利施設を改修してきたが、引き続き緊急性に応じた優先順位のもと、機能保全を図るとともに、災害に強い地域づくりを目指し改修作業に取り組む。《建設農林課》			
治山事業による荒廃森林の復旧と林地の保全			
○林地崩壊箇所の復旧を推進するとともに、既存の治山施設については、県に働きかけ、機能の維持及び増進を図り、保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、治山施設整備を推進する。《建設農林課》			
重要業績指標 (KPI)		担当課	現状値
遊休農地面積		建設農林課	11ha
里山の整備面積		建設農林課	5.35ha
有害鳥獣の駆除に係る出役延べ人数		建設農林課	218人/年
			220人/年

基本目標 3 : 迅速な復旧・復興を可能にする

■ 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる 事態
	推進方針
災害廃棄物処理計画の策定等	
○迅速かつ適切な災害廃棄物処理を実施するためには災害廃棄物処理計画が不可欠であり、環境省も平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定しており、本町においても例外はなく、災害廃棄物処理計画の策定が求められている。令和 2 年度において、環境省（近畿ブロック）災害廃棄物処理計画策定モデル事業の採択を受け、災害廃棄物処理計画の策定に取り組む。《環境対策課》	
災害廃棄物処理における訓練等の実施促進	
○斑鳩町災害廃棄物処理計画に基づき、教育訓練・研修を行う。《環境対策課》	
起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、建設業者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	推進方針
若年層を中心とした建設業界の担い手確保の促進	
○減少する建設業就業者の確保に向けた取組みが進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、ハローワークや県と連携し、若年層を中心とした担い手確保対策や就労環境改善に向けた取組みを推進する。《都市創生課》	
関係団体と災害対策に係る業務の協定を締結し、ノウハウや能力を活用できる体制構築	
○災害発生時に迅速な応急対策等を行うため、防災協定の締結や防災訓練の実施等を通じて、平時からの連携を図る。《安全安心課》	
○西部水道協同組合サービスセンターと協定を締結し、災害発生時における被害状況の調査、応急復旧等の実施に係る協力体制を構築する。《上下水道課》	
起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
	推進方針
大規模災害時における応急仮設住宅の建設用地確保や関係団体等との連携	
○大規模災害時の被災者支援のため、応急仮設住宅を必要とする際、速やかに対処するために、建設用地の確保や関係団体等との連携の取組みを進める。《安全安心課・建設農林課》	
こころのケアに関する対応能力の向上と関係機関との連携	
○県が行う研修に参加し、対応能力の向上に努める。《健康対策課》	
迅速・正確な被害認定調査の実施や罹災証明書発行のための準備	
○適正な住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書の迅速な発行等の被災者生活再建支援を円滑に実施するため、被災者支援システムの運用を行うとともに、研修機会の拡充等を通じて業務に必要な知識の習得を図る。《安全安心課・税務課》	
災害ボランティア活動等の支援	
○町の社会福祉協議会と連携して、NPOやボランティアの支援活動を促進する。《安全安心課》	
○災害ボランティア活動の支援を行う、斑鳩町社会福祉協議会の運営を支援するため補助金を交付する。《福祉課》	

災害時に土地の境界を復元できる地籍の明確化の促進

○発災後に土地所有者等の立会による確認等を要することなく迅速に土地の境界を復元できるように、地籍調査による地籍の明確化を実施する。《建設農林課》

物流ルートの整備、保全、耐災害性の向上

○道路ネットワークの遮断を防ぎ、災害発生後の被災者の速やかな生活再建を支援するために、幹線道路ネットワークの整備を進める。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路施設の老朽化対策や、道路パトロール及び路面性状調査等により、整備の必要がある路線の舗装整備を着実に推進し緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する。《建設農林課》

○災害発生時など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災者の速やかな生活再建を支援するために、いかるがパークウェイなどの幹線道路について、関係機関への要望・調整や整備等を進める。
《都市創生課》

○災害発生時など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災者の速やかな生活再建を支援するために、国の直轄事業である国道25号の現道改良について、円滑な事業進捗が図られるよう関係機関への要望・調整に努める。《都市創生課》

重要業績指標 (KPI)	担当課	現状値	目標値
被災者支援システム操作に関する職員研修の実施回数	安全安心課	—	1回/年
地籍が明確化された面積の割合	建設農林課	10.9%	11.4%

**起きてはならない
最悪の事態
(リスクシナリオ)**

6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

推進方針

文化財の防災対策

○現在、町指定文化財は3件あり、うち2件が古墳で、残りの1件が文書である。古墳については、災害に伴って墳丘が崩壊する事態も予測されることから、墳形などの現状地形を、精度の高い測量方法により記録する。また、文書については、引き続き耐震設備の整った施設において保管を行う。
《教育委員会事務局生涯学習課》

5. PDCFA サイクルによる計画の推進

5.1. 関連する計画等の必要な見直し

- 本計画に基づき、「斑鳩町地域防災計画」をはじめ、関連する計画等の必要な見直しを行うものとする。

5.2. 計画の進捗管理と不断の見直し

- 事業の進捗状況等を管理し、重要業績指標（KPI）等による定量的評価を実施した上で、必要に応じて本計画の見直しを行う。見直しは原則5年ごととする。

(別紙 1) 脆弱性評価結果

※指標における現状値は、令和元年度時点

基本目標 1 : 人命を守る

1 地震・水害・土砂災害の対策及び避難対策の確実な実施

起きてはならない
最悪の事態
(リスクシナリオ)

1-1 地震による建物等の大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生

脆弱性評価の結果

耐震化の促進

- 地域の防災拠点施設や防火水槽等の改修及び新設時において、施設等の耐震化を行い、地震等の災害に対して有効な防災施設の整備を促進する必要がある。《総務課》
- 地震による緊急輸送道路ネットワークの遮断を回避するため、緊急輸送道路上にある橋梁の点検及び耐震対策を行う必要がある。《建設農林課》
- 老朽化した町営住宅について居住者の安全確保の観点から耐用年数の残る町営住宅への住み替え等により居住者の地震時における被害を軽減させるための取組みを進める必要がある。《建設農林課》
- 現在の下水道施設については耐震化されているが、今後の施設整備においても耐震部材を使用し、耐震化を進める必要がある。《上下水道課》

住宅等における安全の確保

- 住宅用火災警報器や感震ブレーカーの設置など、住民が実施する地震時の住宅火災防止対策に関する啓発を行う必要がある。《総務課》
- 老朽化した空き家が増加するなか、地域の住民の安全を確保し、住み続けられる地域づくりを進める観点から、空き家の所有者等への指導・助言を行うとともに、空き家の再生や危険な空き家の除却等を促すため、空き家総合対策事業を推進する必要がある。《総務課・都市整備課・環境対策課》
- 地震による住宅等の倒壊から住民の生命を守り、また避難路を確保するため、ブロック塀等の撤去や既存木造住宅に対する耐震診断・耐震改修・耐震シェルター設置の支援を行うなど住宅・建築物安全ストック形成事業等を推進する必要がある。《都市整備課》
- 歴史的な町並みを形成する地域において、地震による電柱の倒壊から住民の生命を守り、また避難路を確保するため、電柱類の景観改善を実施する必要がある。《都市整備課》

市街地等における安全の確保

- 避難経路の確保や、消防車両等の円滑な進入路の確保を図るため、町道の拡幅や交差点改良などの取組みを推進する必要がある。《建設農林課》
- 平時及び災害時において、円滑な通行を確保するため、道路施設の老朽化対策、道路パトロール及び路面性状調査等を行い、整備の必要がある路線の舗装整備を実施する必要がある。《建設農林課》
- 地震による宅地の安全を確保するため、奈良県と連携し、大規模盛土造成地における調査・優先度評価を行い、安全性の検証を行う必要がある。また、その結果を踏まえ、必要に応じて滑動崩落防止工事の実施を推進する必要がある。《都市整備課》

文化財防災・防火対策のための啓発活動や設備の設置促進

- 災害時における文化財の被害低減を図るため、関係機関が連携した啓発活動や、防災・防火設備の設置促進、修理等の支援、安全確保などの取組みを推進する必要がある。
《総務課・教育委員会事務局生涯学習課》
- 町指定文化財候補の建造物や「斑鳩町歴史的風致維持向上計画」に基づく「歴史的風致建造物」の指定を予定している建造物など、近世から近代にかけて建築された文化財的価値を有する民間所有の建造物に対し、消防や警察などの関係機関と連携した防災・防火対策に係る啓発活動を行うとともに、指定を行った建造物に対し、防災・防火設備の設置促進を図る必要がある。
《教育委員会事務局生涯学習課》

外国人・帰宅困難者対策

○災害情報等の多言語化への対応のほか、観光客等帰宅困難者向けの避難場所及び防災情報収集のための通信環境の確保を図る必要がある。《総務課》

指標	担当課	現状値
新設防火水槽の整備箇所数	総務課	—
空き家セミナーの開催回数	総務課	1回/年
住宅に対する補助件数（①耐震診断、②耐震改修、③ブロック塀撤去）（累計）	都市整備課	①236件 ②48件 ③1件

起きてはならない 最悪の事態 （リスクシナリオ）

1-2 異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水の発生

脆弱性評価の結果

河川整備等総合的な治水対策の推進

○大和川水系河川整備計画の一環とする大和川遊水地事業により外水氾濫対策を講じながら、平成緊急内水対策事業などによる内水対策及び奈良県管理河川の整備とあわせて町内の総合的な治水、浸水の対策を推進する必要がある。また、水田貯留に関し、今後も県と連携しながら効果的・組織的に取り組む必要がある。

《建設農林課》

ハザードマップ活用の促進と水防情報の強化

○国や県における浸水想定区域の見直し等必要に応じ、ハザードマップを改訂し、町内全世帯に配布するほか、行政出前講座の実施等を通じて、迅速な避難に向け、住民への周知と理解の促進を図る必要がある。《総務課》

起きてはならない 最悪の事態 （リスクシナリオ）

1-3 大規模な土砂災害（深層崩壊等）による多数の死傷者発生と後年度にわたり町域の脆弱性が高まる事態の発生

脆弱性評価の結果

土砂災害の発生の未然防止

○崩落やその兆候が見られる箇所の対策を最優先で取り組む必要がある。《建設農林課》

土砂災害に対する防災意識の啓発及び警戒避難体制の整備

○県における土砂災害警戒区域の見直し等必要に応じ、ハザードマップを改訂し、町内全世帯に配布するほか、行政出前講座の実施等を通じて、迅速な避難に向け、住民への周知と理解の促進を図る必要がある。《総務課》

ため池の防災対策

○災害の発生を未然に防止するため、農業用ため池の点検や耐震調査を実施するとともに、耐震調査の結果、整備の必要な農業用ため池について改修を実施する必要がある。《建設農林課》

○決壊すると下流に多大な影響を及ぼすとして、防災重点ため池に指定したため池について、ハザードマップを作成し公表する必要がある。《建設農林課》

指標	担当課	現状値
特定農業用ため池の耐震調査箇所数	建設農林課	5箇所

起きてはならない
最悪の事態
(リスクシナリオ)

1-4 避難行動の遅れ等による死傷者の発生

脆弱性評価の結果

災害時の確実な情報伝達

- 台風や大雨等の風水害時において、警戒レベルに応じた避難情報の発令体制を整備するとともに、迅速な避難に向け、住民への周知と理解の促進を図る必要がある。《総務課・福祉子ども課》
- 住民等に避難情報を確実に伝達するため、有線放送設備、防災情報メールやエリアメール等既存情報伝達手段の高機能化・重層化を図る必要がある。《総務課》

災害時要支援者対策

- 避難行動要支援者支援計画に基づき、避難行動要支援者名簿の作成や個別支援計画の策定を行うとともに、避難支援関係者との連携を強化し、避難体制の確立を図る必要がある。
《総務課・福祉子ども課》
- 避難所での生活において特別の配慮を必要とする人及びその家族を受け入れるため、福祉避難所の確保を図る必要がある。《総務課・福祉子ども課》

住民避難に係る施設の整備等

- 避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、必要に応じて指定避難所及び指定緊急避難場所を整備するとともに、迅速な避難に向け、住民に対する周知を図る必要がある。
《総務課》
- 広域的な自治会を対象としたコミュニティ施設であると同時に避難所、災害備蓄倉庫等の防災機能を兼ね備えた地域交流館の整備を進める必要がある。《総務課》
- 老朽化による施設の修繕や改修工事を行い、大規模災害発生時においても庁舎機能を維持できるように維持管理を行う必要がある。また財政課で所管している普通財産について、大規模災害発生時の避難場所として利用できるように、草刈等の維持管理を適正に実施する必要がある。《財政課》
- 町の指定避難所について、住民の避難場所及び被災による行政機能を低下させない施設として機能を果たせるよう、計画的な維持管理を行う必要がある。《各施設所管課》
- 幅員の狭い道路や場所を改修することにより、緊急車両の通行や避難経路の確保を行う必要がある。
《建設農林課》
- 地域住民にとって身近な避難場所となる都市公園の長寿命化を図る必要がある。《都市整備課》

防災知識の普及啓発・防災教育

- 広報・ホームページへの関係記事の掲載、行政出前講座の実施等を通じて、防災知識の普及啓発を図る必要がある。《総務課》
- 住民、自主防災組織、防災関係機関、町職員による防災訓練等の実施を通じて、連携を高めることにより地域防災力の向上を図る必要がある。《総務課》
- 町立学校・園において、避難訓練等の防災教育の充実を図り、生徒・児童・園児の安全を図るための取組みを進める必要がある。《教育委員会事務局総務課》

指標	担当課	現状値
地域交流館の建設箇所数（累計）	総務課	1箇所
町主催の防災訓練開催回数	総務課	2回/年

■ 2 救助・救急、医療活動等の迅速な実施

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-1 食料・飲料水・医薬品等、生命に関わる物資等の安定供給の停滞	
脆弱性評価の結果		
非常用物資の確保		
○家庭や企業等においては、7日分の備蓄が奨励されていることから、広報・ホームページへの関係記事の掲載、出前講座の実施等を通じて、家庭や企業等における自発的な備蓄の促進を図る必要がある。《総務課》 ○町の備蓄計画に基づき災害備蓄品の整備を推進するとともに、民間企業と救援物資供給に関する協定を締結することにより、避難生活を送る上で必要な物資の確保に取り組む必要がある。《総務課》 ○給水拠点となる浄水場や配水池からの給水を円滑に行うことができるよう、施設（緊急遮断弁）の整備（メンテナンス）を行うとともに、緊急時の対応について確認を行う必要がある。《上下水道課》 ○応急給水活動を行う上で必要となる備品、資機材等を備蓄し、充実を図るとともに、給水車による給水体制の整備を行う必要がある。《上下水道課》		
救援物資等の搬送の確保		
○救助物資等の搬送のため、緊急輸送道路上にある橋梁の長寿命化整備計画による長寿命化及び耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策や、道路パトロール及び路面性状調査等により、整備の必要がある路線の舗装整備を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する必要がある。《建設農林課》		
指標	担当課	現状値
食糧の備蓄数	総務課	30,000 食
応急給水物資（給水袋）の整備率	上下水道課	52.3%

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-2 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞	
脆弱性評価の結果		
消防力の強化		
○消防団員の人材確保を図るとともに、消防団の拠点施設及び消防車両の計画的な更新・整備や消防団の装備の充実強化を推進する必要がある。《総務課》 ○消防水利となる防火水槽や消火栓の新規整備及び維持管理、ため池や河川等の自然水利を活用した消防水利の確保等を図る必要がある。《総務課》		
防災関係機関と連携した災害対応訓練の実施		
○防災訓練等の実施を通じて、警察、消防、自衛隊等関係機関との連携の強化を図る必要がある。《総務課》		
自主防災力の強化		
○災害時に、住民が連携して被害を防止・軽減するため、自主防災組織に対する支援を行う必要がある。《総務課》 ○防災士の資格取得を支援すること等により、地域の防災リーダーの育成を図る必要がある。《総務課》		

指標	担当課	現状値
消防水利として利用可能な、ため池の箇所数	総務課	14箇所
自主防災組織設立数	総務課	28団体
防災士の資格取得支援に係る補助件数	総務課	1件

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-3 被災地における医療機能の低下及び感染症等の発生
脆弱性評価の結果	
医療救護活動の促進	
○県をはじめとする関係機関と連携、情報共有を行い現地医療活動、保健活動、医薬品等の供給が円滑に進むよう支援する必要がある。《健康対策課》	
災害拠点病院の機能強化	
○災害拠点病院としての役割を担う近畿大学医学部奈良病院における電気、ガス、水道等のライフライン維持、医療用資材、医薬品等の供給確保、ルートの確保を図る必要がある。《健康対策課》	
食中毒・感染症等の対策	
○避難所等における感染症対策物品の整備を図る必要がある。《総務課》	
○食中毒や感染症等の発生やまん延を防止するために平常時から予防活動を行う必要がある。《健康対策課》	
○災害時、避難所において被災者の健康管理が適切に実施できるように、避難所運営訓練の中で感染症発生防止のための健康教育を実施する必要がある。《健康対策課》	
発災後の遺体捜索・検視・検案、収容及び火葬等	
○平時においては、斑鳩町営火葬場の維持管理を適切に行い、非常時の適切な対応、臨機な対応により火葬業務を確実に実施する必要がある。《環境対策課》	
医療活動確保のための緊急輸送ルートの強化	
○医療活動を確保するため、緊急輸送道路ネットワークの整備及び緊急輸送道路上にある橋梁の橋梁長寿命化整備計画に従った長寿命化及び耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策や、道路パトロール及び路面性状調査等により、整備の必要がある路線の舗装整備を着実に推進し緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する必要がある。《建設農林課》	
○医療活動確保のための緊急輸送道路ネットワークの整備促進に向け、いかるがパークウェイなどの幹線道路について、関係機関への要望・調整や整備等を進める必要がある。《都市整備課》	
○医療活動確保のための緊急輸送道路ネットワークのさらなる強化に向け、国の直轄事業である国道25号の現道改良について、円滑な事業進捗が図られるよう関係機関への要望・調整に努める必要がある。《都市整備課》	
汚水処理機能継続の確保	
○マンホールトイレや簡易トイレ等の備蓄の充実を図るとともに民間企業との仮設トイレの調達に係る協定の締結を図る必要がある。《総務課》	
○平時においては、し尿処理施設鳩水園の維持管理を適切に行い、非常時の適切な対応、臨機な対応によりし尿業務を確実に実施する必要がある。《環境対策課》	
○災害時に備え、下水道施設についてBCPの運用及び定期的な見直しを実施し、災害発生時の公共下水道施設の被害軽減と迅速な復旧に備える必要がある。《上下水道課》	

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-4 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
	脆弱性評価の結果
災害時孤立の恐れのある地区におけるエネルギーの確保	
○災害時に孤立する恐れのある地域において、通信機器や発電機等の整備を行う必要がある。《総務課》	
緊急輸送道路等の整備・保全、耐災害性の向上	
○道路ネットワークの遮断を防ぎ、集落が孤立するリスクを防止、軽減するために、緊急輸送道路上にある橋梁の橋梁長寿命化整備計画に従った長寿命化及び耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策や、道路パトロール及び路面性状調査等により、整備の必要がある路線の舗装整備を着実に推進し、緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する必要がある。《建設農林課》	
孤立化防止のための土砂災害対策	
○土石流や地すべりなどの土砂災害により、道路が長期間不通にならないように、砂防、地すべり対策を着実に推進する必要がある。また、既存の砂防関係施設については、長寿命化計画に基づく老朽化対策を実施する必要がある。《建設農林課》	
ヘリコプター臨時離発着場所の調査実施	
○災害時に使用するヘリコプター・ヘリポートについて臨時離発着場所の調査を行いながらヘリポート予備地の適地確保を図る必要がある。《総務課》	

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
	脆弱性評価の結果
避難所の機能強化	
○停電時でも避難所の災害対応機能を維持するため、避難所の非常用発電設備等の機能強化を図る必要がある。《総務課》	
避難所運営マニュアルの整備	
○地域防災計画や避難所運営マニュアルなど各種マニュアルの策定又は見直しを適切に実施することにより、地域における防災体制を整える必要がある。《総務課》	

基本目標 2：住民の生活を守る

■ 3 住民の生活に必要な行政機能、企業活動の維持

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-1 町職員、施設等の被災による行政機能の大幅な低下	
脆弱性評価の結果		
町有施設等の強化		
○災害時における避難所施設の耐震化や既設施設の充実を図る必要がある。《総務課》 ○町有施設について、安全、バリアフリー、ユニバーサルデザイン、防災などの観点から、必要な機能を確保するとともに、被災による行政機能を低下させないよう、計画的な維持管理を行う必要がある。《各施設所管課》 ○町営住宅について、公営住宅等ストック総合改善事業により長寿命化等のための計画的な改修を行う必要がある。《建設農林課》 ○法隆寺駅南北自由通路について、消防設備点検や職員による巡回、エレベーター等の遠隔監視を行う必要がある。また、施設の長寿命化の観点から、施設の更新について適宜検討する必要がある。《都市整備課》 ○町内の都市公園において、遊具及び付帯設備が適切な状態に保たれるよう計画的に更新を行う必要がある。《都市整備課》 ○三井浄水場の建物は昭和 59 年に築造され、法定耐用年数 50 年に対し 36 年経過しているが、耐震診断の結果、耐震性能を有していると評価されている。今後、到来する施設更新を見据え、耐震化及び施設規模の縮小も含めた施設計画の検討を進める必要がある。《上下水道課》		
業務継続体制の整備		
○斑鳩町業務継続計画に基づき、体制の整備を図るとともに、被災時に備え、職員の安否・参集状況の確認体制を整備する必要がある。《総務課》		
職員等の防災教育及び対応力強化		
○防災に関する研修の受講、防災訓練の実施、他の被災地への職員の派遣等を通じて、職員の防災力の向上を図る必要がある。《総務課》		
相互応援協定などに基づいた自治体間の連携強化		
○大規模災害が発生した際の災害応急体制を確保するため、相互応援協定等に基づく応援・受援体制の構築を図る必要がある。《総務課》		
指標	担当課	現状値
町営住宅長寿命化計画に基づき長寿命化を行った箇所数	建設農林課	1 箇所

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	3-2 サプライチェーンの寸断等による企業活動等の低下	
脆弱性評価の結果		
企業防災活動等の促進		
○企業に対して、平時から商工会等と連携して防災関連情報の提供及び共有を積極的に行い、企業体として防災・災害対策の重要性の意識づけや企業防災活動の活性化を図る必要がある。また、大規模災害発生後であっても、サプライチェーンを含む経済活動が機能不全に陥らないために、経済活動が速やかに再開できるよう、平時から商工会等との連携体制の強化を図る必要がある。《まちづくり政策課》		

被災企業への金融支援など、セーフティネット策の確保

○国・県の支援策と連携し、災害により影響を受けた中小企業者等の事業の早期復旧と経営の安定を図るためのセーフティネット策を確保するとともに、被災後の支援のみならず、災害に対する事前の備えに向けた取組みへの支援についても検討する必要がある。また、災害発生後の労働力確保対策としての就労相談制度の整備についてハローワークと連携し検討を進めるとともに、迅速な経済活動再開が図れるよう県や信用保証協会、金融機関と金融支援について協議を進める必要がある。
《まちづくり政策課》

オフィスや生産拠点の本町への立地の促進

○東日本大震災以降、また新型コロナウイルス感染症の影響により、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、本町での起業支援のための取組みを強化する必要がある。《まちづくり政策課》

物流ルートの整備、保全、耐災害性の向上

○災害発生後であっても、道路ネットワークの遮断を防ぎ、企業活動や経済活動を機能不全に陥らせないために、幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路法面の防災対策、道路施設の老朽化対策や、道路パトロール及び路面性状調査等により、整備の必要がある路線の舗装整備を着実に推進し緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する必要がある。《建設農林課》

企業活動継続のための総合的な治水対策

○企業が点在する大和川流域では、大和川遊水地事業による外水氾濫対策を講じながら、平成緊急内水対策事業などによる内水対策及び奈良県管理河川の整備とあわせて町内の総合的な治水、浸水の対策を推進する必要がある。《建設農林課》

指標	担当課	現状値
行政機関の補助金を活用した起業者数（累計）	まちづくり政策課	14 件

■ 4 ライフラインの確保

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-1 社会経済活動の維持に必要なエネルギー供給の停止
脆弱性評価の結果	
ライフライン関係機関等との連携	
<p>○迅速な復旧や情報共有を実現するため、防災協定の締結や防災訓練の実施等を通じて、平時からの連携を図る必要がある。《総務課》</p> <p>○迅速な復旧や情報共有を実現するため、ライフライン災害対応力の強化を図る必要がある。《建設農林課》</p> <p>○「奈良県水道災害相互応援に関する協定」「日本水道協会奈良県支部水道災害時相互応援に関する要綱に基づく協定書」に基づく災害時の応援復旧の協力体制を維持し、早期に給水機能を復旧させるための取組みを進める必要がある。《上下水道課》</p>	

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	4-2 上水道、汚水処理施設等の長期間にわたる供給停止	
脆弱性評価の結果		
水道施設の耐震化		
<p>○良好な水の安定供給を図るため、老朽管（石綿管・塩化ビニール管等）の更新を進めると同時に耐震化を図る必要がある。配水池については、耐震診断の結果、耐震性能を有していると評価されている。しかし、北部配水池については、昭和 53 年築造の旧基準の土木建築物であり、老朽化も懸念されていることから、災害時の応急給水の拠点として活用するため、耐震化に向けた取組みを進める必要がある。《上下水道課》</p>		
水道情報管理のシステム化		
<p>○災害発生時に、復旧等に対し、迅速かつ的確な対応ができるよう、水道情報管理システムの整備・運用を行う必要がある。《上下水道課》</p>		
下水道施設の老朽化対策、耐震化等		
<p>○公共下水道施設については、平成 4 年からの築造で、耐用年数で余裕がある状況である。今後の老朽化対策に向けて維持管理を適切に実施し、更新についても検討を進める必要がある。また、耐震化については、施設が基準を満たしているため、下水道 B C P に基づいて対応する必要がある。《上下水道課》</p>		
指標	担当課	現状値
老朽配水管の更新に係る整備率 (①石綿管、②塩化ビニル管)	上下水道課	10.0% 0.5%
水道情報管理システムにおける整備済の管路延長	上下水道課	2.5km

起きてはならない
最悪の事態
(リスクシナリオ)

4-3 幹線が分断する等、基幹的陸上ネットワークの機能停止

脆弱性評価の結果

基幹インフラの整備・保全、耐災害性の向上

- 災害発生時には、人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送に係る交通輸送が確保され、また被災後も経済活動を機能不全に陥らせないために、町道の拡幅整備や幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路施設の老朽化対策や、道路パトロール及び路面性状調査等により、整備の必要がある路線の舗装整備を着実に推進し緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する必要がある。《建設農林課》
- 災害発生時における人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送の確保のため、いかるがパークウェイなどの幹線道路について、関係機関への要望・調整や整備等を進める必要がある。《都市整備課》
- 災害発生時における人員や物資、救助・救急、医療活動など緊急輸送にかかる交通輸送の確保のため、国の直轄事業である国道25号の現道改良について、円滑な事業進捗が図られるよう関係機関への要望・調整に努める必要がある。《都市整備課》

■ 5 二次災害の防止

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-1 ため池等の損壊、機能不全による二次災害の発生	
脆弱性評価の結果		
老朽化した農業用ため池の改修の促進		
○災害の発生を未然に防止するため、農業用ため池の点検や耐震調査を実施するとともに、耐震調査の結果、整備の必要な農業用ため池について改修を実施する必要がある。《建設農林課》		
指標	担当課	現状値
特定農業用ため池の耐震調査箇所数	建設農林課	5箇所

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	5-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
脆弱性評価の結果		
農地・森林の保全・整備		
○気候変動や災害に強い農地づくりを図るため、生産基盤の保全管理を強化し生産性の高い優良農地を確保するとともに、担い手の育成・支援、農地の集積・集約化、農産物の高付加価値化、生産コスト削減など、競争力向上に必要な生産基盤の施設整備を推進する必要がある。《建設農林課》		
○林業の採算性の悪化等により、適正な管理が十分に行われていない森林が増加していることから、間伐等を実施し森林整備の促進を図る必要がある。《建設農林課》		
○イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害や農地への被害の発生により、農業者の生産意欲が低下し、農地等の荒廃が進むことを防止するため、鳥獣害対策を適正に実施し農地等の荒廃を防ぐ必要がある。《建設農林課》		
農業用施設・農業水利施設の機能保全		
○地元要望により、農業水利施設を改修してきたが、引き続き緊急性に応じた優先順位のもと、機能保全を図るとともに、災害に強い地域づくりを目指し改修作業に取り組む必要がある。《建設農林課》		
治山事業による荒廃森林の復旧と林地の保全		
○林地崩壊箇所の復旧を推進するとともに、既存の治山施設については、県に働きかけ、機能の維持及び増進を図り、保全対象の重要性・緊急性を勘案しながら、治山施設整備を推進する必要がある。《建設農林課》		
指標	担当課	現状値
遊休農地面積	建設農林課	11ha
里山の整備面積	建設農林課	5.35ha
有害鳥獣の駆除に係る出役延べ人数	建設農林課	218人/年

基本目標 3 : 迅速な復旧・復興を可能にする

■ 6 地域社会、経済の迅速な再建・回復

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる 事態
脆弱性評価の結果	
災害廃棄物処理計画の策定等	
○迅速かつ適切な災害廃棄物処理を実施するためには災害廃棄物処理計画が不可欠であり、環境省も平成 26 年 3 月に「災害廃棄物対策指針」を策定しており、本町においても例外はなく、災害廃棄物処理計画の策定が求められている。令和 2 年度において、環境省（近畿ブロック）災害廃棄物処理計画策定モデル事業の採択を受け、災害廃棄物処理計画の策定に取り組む必要がある。《環境対策課》	
災害廃棄物処理における訓練等の実施促進	
○斑鳩町災害廃棄物処理計画に基づき、教育訓練・研修を行う必要がある。《環境対策課》	
起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-2 復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者、建設業者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
脆弱性評価の結果	
若年層を中心とした建設業界の担い手確保の促進	
○減少する建設業就業者の確保に向けた取組みが進められているが、災害時の復旧・復興はもとより今後対応が迫られる施設の老朽化対策などを着実に進めていくために、ハローワークや県と連携し、若年層を中心とした担い手確保対策や就労環境改善に向けた取組みを推進する必要がある。 《まちづくり政策課》	
関係団体と災害対策に係る業務の協定を締結し、ノウハウや能力を活用できる体制構築	
○災害発生時に迅速な応急対策等を行うため、防災協定の締結や防災訓練の実施等を通じて、平時からの連携を図る必要がある。《総務課》 ○西部水道協同組合サービスセンターと協定を締結し、災害発生時における被害状況の調査、応急復旧等の実施に係る協力体制を構築する必要がある。《上下水道課》	

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-3 被災者の生活再建が大幅に遅れる事態		
	脆弱性評価の結果		
大規模災害時における応急仮設住宅の建設用地確保や関係団体等との連携			
○大規模災害時の被災者支援のため、応急仮設住宅を必要とする際、速やかに対処するために、建設用地の確保や関係団体等との連携の取組みを進める必要がある。《総務課・建設農林課》			
こころのケアに関する対応能力の向上と関係機関との連携			
○県が行う研修に参加し、対応能力の向上に努める必要がある。《健康対策課》			
迅速・正確な被害認定調査の実施や罹災証明書発行のための準備			
○適正な住家等の被害認定調査を行い、罹災証明書の迅速な発行等の被災者生活再建支援を円滑に実施するため、被災者支援システムの運用を行うとともに、研修機会の拡充等を通じて業務に必要な知識の習得を図る必要がある。《総務課・税務課》			
災害ボランティア活動等の支援			
○町の社会福祉協議会と連携して、NPOやボランティアの支援活動を促進する必要がある。 《総務課》			
○災害ボランティア活動の支援を行う、斑鳩町社会福祉協議会の運営を支援するため補助金を交付する必要がある。《福祉子ども課》			
災害時に土地の境界を復元できる地籍の明確化の促進			
○発災後に土地所有者等の立会による確認等を要することなく迅速に土地の境界を復元できるように、地籍調査による地籍の明確化を実施する必要がある。《建設農林課》			
物流ルートの整備、保全、耐災害性の向上			
○道路ネットワークの遮断を防ぎ、災害発生後の被災者の速やかな生活再建を支援するために、幹線道路ネットワークの整備を進める必要がある。また、緊急輸送道路上にある橋梁の耐震化、道路施設の老朽化対策や、道路パトロール及び路面性状調査等により、整備の必要がある路線の舗装整備を着実に推進し緊急輸送道路ネットワーク機能を確保する必要がある。《建設農林課》			
○災害発生時など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災者の速やかな生活再建を支援するために、いかるがパークウェイなどの幹線道路について、関係機関への要望・調整や整備等を進める必要がある。《都市整備課》			
○災害発生時など緊急輸送にかかる交通輸送が確保され、被災者の速やかな生活再建を支援するために、国の直轄事業である国道25号の現道改良について、円滑な事業進捗が図られるよう関係機関への要望・調整に努める必要がある。《都市整備課》			
	指標	担当課	現状値
	被災者支援システム操作に関する職員研修の実施回数	総務課	—
	地籍が明確化された面積の割合	建設農林課	10.9%

起きてはならない 最悪の事態 (リスクシナリオ)	6-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失	
	脆弱性評価の結果	
文化財の防災対策		
○現在、町指定文化財は3件あり、うち2件が古墳で、残りの1件が文書である。古墳については、災害に伴って墳丘が崩壊する事態も予測されることから、墳形などの現状地形を、精度の高い測量方法により記録する必要がある。また、文書については、引き続き耐震設備の整った施設において保管を行う必要がある。《教育委員会事務局生涯学習課》		

(別紙2) 具体的な施策

■ 4 ライフラインの確保

4-3 幹線が分断する等、基幹的陸上のネットワークの機能停止

- ・町道の拡幅整備

事業名	町道309号線及び町道426号線拡幅工事
事業期間	令和7年～令和9年
全体事業費	230,000千円
担当課	建設農林課